

指定基準・土壌汚染等処理基準

分類	特定有害物質	土壌溶出量基準	土壌含有量基準
		地下水基準 (mg/L)	(kg/mg)
揮発性有機化合物 (第一種特定有害物質)	四塩化炭素	0.002以下	-
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	-
	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	-
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	-
	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	-
	ジクロロメタン	0.02以下	-
	テトラクロロエチレン	0.01以下	-
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	-
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	-
	トリクロロエチレン	0.03以下	-
	ベンゼン	0.01以下	-
重金属等 (第二種特定有害物質)	カドミウム及びその化合物	0.01以下	150以下
	六価クロム化合物	0.05以下	250以下
	シアン化合物	検出されないこと	50以下 (遊離シアンとして)
	水銀及びその化合物	0.0005以下 ※うちアルキル水銀は 検出されないこと	15以下
	セレン及びその化合物	0.01以下	150以下
	鉛及びその化合物	0.01以下	150以下
	砒素及びその化合物	0.01以下	150以下
	フッ素及びその化合物	0.8以下	4000以下
農薬等 (第三種特定有害物質)	シマジン	0.003以下	-
	チウラム	0.006以下	-
	チオベンカルブ	0.02以下	-
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検出されないこと	-
	有機りん化合物	検出されないこと	-